

## 第6回練馬区区政改革推進会議 議事概要

日 時	平成 27 年 10 月 7 日(水) 午後 6 時 30 分～8 時 35 分
場 所	練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
次 第	<b>1 開 会</b> <b>2 議 題</b> (1) 区民への問題提起資料のイメージについて (2) 課題整理 ① 高齢化社会への対応 ② 子ども・子育て支援 <b>3 その他</b> <b>4 閉 会</b>
配付資料	資料 1-1 (仮称)練馬区の「現在・これから」を考える の構成イメージ 資料 1-2 区民への問題提起資料の粗いイメージ (仮称)練馬区の「現在・これから」を考える 資料 1-3 区民への問題提起資料～(仮称)練馬区の「現在・これから」を考える～ に関する推進会議における検討スケジュール 資料 2-1 区民への問題提起資料の「3 直面する区政の重要課題と考えられる改革の方向性」に記載する各分野の項目 資料 2-2 区民への問題提起資料の「4 改革を支える基盤づくり」に記載する各分野の項目 資料 3 これまでの区政改革推進会議における意見
出席委員 (名簿記載順 ・敬称略)	土居 丈朗、別所 俊一郎、赤尾 由美、相澤 愛、川口 明浩、 峯岸 芳幸、上野 美知子、上月 とし子、中村 弘、若林 信弘
欠席委員 (敬称略)	浜野 慶一、熊野 順祥
区出席者	区長 前川 耀男 副区長 黒田 叔孝 副区長 山内 隆夫 教育長 河口 浩 参与 三枝 修一 専門調査員 斉藤 睦 企画部長 中村 啓一 総務部長 横野 茂 [事務局] 区政改革担当部長(企画課長) 森田 泰子

	区政改革担当部区政改革担当課長 富田 孝 企画部財政課長 佐古田 充宏 企画部情報政策課長 田邊 裕晶 総務部参事 大滝 雅弘 総務部職員課長 小渕 雅実 総務部人材育成課長 小野 弥生 福祉部長 大羽 康弘 福祉部福祉企画課長 佐川 広 福祉部練馬総合福祉事務所長 山田 達也 高齢施策担当部長 古橋 千重子 高齢施策担当部高齢社会対策課長 榎本 光宏 高齢施策担当部高齢者支援課長 杉本 圭司 高齢施策担当部介護保険課長 荷田 幸雄 こども家庭部長 堀 和夫 こども家庭部子育て支援課長 小暮 文夫 こども家庭部こども施策企画課長 柳橋 祥人 こども家庭部保育課長 櫻井 和之 こども家庭部保育計画調整課長 近野 建一 こども家庭部子ども家庭支援センター所長 吉岡 直子
--	---

## 1 開 会

### 【委員長】

定刻になりましたので「第6回 区政改革推進会議」を開催させていただきます。皆様ご多用の中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、区長より発言があります。お願いします。

### 【区長】

いつも遅い時間に大変恐縮ですが、今日もよろしくお願いします。

一言申し上げたいのは、私が出席していることで職員が萎縮したりすることは全くありません。私は積極的に議論する職員を評価しており、一番評価していないのはお役所的な職員ですから、委員の皆さんも自由闊達に議論していただきたいと思います。「自分は専門的知識がないからこういうことを言ったら笑われるんじゃないか」、「恥をかくんじゃないか」、そういったことは一切やめていただきたい。この場は、ある意味で素人の発想、市民の発想で議論いただきたいと思っています。どうぞ遠慮なく、事務局も遠慮なく言い返しますので、よろしくお願いします。

## 2 議 題

### 【委員長】

本日課題の議題に入ります。

これまでは、分野ごとに練馬区の現状と課題について区から説明を聞き、それに対してご意見・ご質問をいただくという形で進めてきました。今回と次回は、これまで検討してきた分野について課題を整理していこうと考えています。ここで課題整理した内容を基に、区では12月に区民向け資料をまとめて公表する予定になっています。課題整理に入る前に、区が考えている区民向け資料のイメージを会議の委員の皆様にご覧いただき、共有したいと考えています。そこで、議題(1)として、区民への問題提起資料のイメージを取り上げます。なお、前回生活水準についての説明を受けましたが、質疑は行いませんでしたので、今回はこの生活水準について、議題(2)の冒頭でご質問やご意見を伺いたいと思っています。

それでは、区民への問題提起資料のイメージについて、資料の説明をお願いします。

### 【区政改革担当課長】

《資料1-1,1-2,1-3の説明》

### 【委員長】

この資料1全体で、これから区が区民に現状と課題を説明するということが、これはあくまでも区が出す資料ということで、この会議として区民に説明するというわけではないということを、委員の皆様にはまず踏まえていただきたいということです。つまり、委員の皆様からいただいたご意見が、直ちに、全部この説明資料に盛り込まれるというわけでは必ずしもない。12月段階で、練馬区が区民に対してどういう説明をするのかということをお話ししたいと思います。

ただ、この会議でもいずれ答申をまとめるということで、まさに会議として、委員の皆様のご意見を如実に反映した形での答申がその後に控えています。したがって今日は2段階、区の説明資料としてどうあるべきかということもお伺いしたいですし、皆様の練馬区に対する思い入れ、区政はかくあるべしというご意見も併せてお伺いしたいと考えています。盛り込んでいただけるとは12月の資料に盛り込んでいただけるとは、そこで盛り込まれなかったからといって、その先そのご意見がないがしろにされるというわけではなく、会議としてまとめる答申には反映を考えているということです。

それでは、委員の皆様からご意見を承りたいと思います。区民への問題提起資料のイメージについて、ご意見・ご質問いかがでしょうか。イメージとして提示されました問題提起資料の構成のことも結構ですし、個々の項目、こういうところを区民に訴えてはどうかというご意見でも構いません。自由に意見を言っていただければと思います。

### 【委員】

資料を見ての印象を申し上げます。区政改革のところで、区民との協働という言葉が方々に出てきます。やはりこれが一番大切なことだろうと思うのですが、区政全般に区民が積極的に参加する行政改革を行います、まず区があってそこに区民の視点も取り入れるということではなく、区民が主体です、区民も積極的に参加してくださいというイメージがもっとあると良いと感じました。

### 【委員】

「協働」という言葉遣いについて質問をしようと思います。私はこの協働という言葉は必ずしも良い言葉とは思っていません。この協働という言葉を使う人は、意図的に自分の権利、自らの主張ばかりをする人が、区政に刺さり込んでくるために使う言葉だということを、ある人から聞いたことがあります。昨今の様子を見ていると、マイノリティでノイジーな人が意見を言うわけです。協働で、「さあ皆さん、幅広く区政について何か言ってください」となったときには、サイレント・マジョリティは黙っているままです。これは協働という言葉遣いも含めて、慎重にならなければいけないと考えています。

### 【委員】

この資料は、今し方、初めて拝見しましたので、イメージがなかなかわいていません。私の勉強不足もありますが、練馬区はどういう姿を目指しているのでしょうか。例えばある区のように、「将来なくなっちゃうよ」という予測があると、とても暗いイメージになってしまいますが、練馬区としてどういう練馬区を目指すのでしょうか。例えば、住んでみると良かったまちとしてはトップクラス、ところが住みたいまちとしては印象が薄い、実際はとても良いところだというイメージアップを狙ってやっていくのか、ということです。キャッチフレーズのようなものを、まずは考えてみてはどうかと思います。

### 【区政改革担当部長】

この資料については、一生懸命考えて区民がよくわかるものを作ろうと思っ

ているのですが、従来から行革の中で使われている言葉を使うと、どうしても手あかの付いたようなイメージになり、新しさが出てきません。先ほどお話があったように、公と民、区と区民などというように分けてしまうのではなく、混然一体となって良い方向に向かえるような、夢のあるまちづくりを進めたいという気持ちを持っているのですが、そういう表現ができていないと思います。委員がおっしゃった協働というの、いろいろな場面でいろいろな方がお使いになって、固定的なイメージで捉えられてしまうこともあるかもしれません。私たちがやっていきたいことが伝わるように、もっと良い言葉があればとても嬉しく思います。

それから、区のイメージアップでは、今「よりどりみどり練馬」というキャンペーンをやっています。近々CMを流します。後でご用意して、ここで見

いただければと思います。「練馬区って、こんな素敵な良いまちなんだよ」ということを区民にもっと発信していこうという取り組みです。資料 1-2 の2ページに、「自治体のあり方を変える。将来に向けて、持続可能性を確保しつつ、区民とともに夢のあるまちづくりを進めていきたい。」とありますが、その辺りを膨らませていければと思っています。

#### 【区長】

私が去年区長になってびっくりしたのは、例えば市民、自治、NPO といった言葉、それさえも良い、悪いと言う人たちがいることです。そして、今度はそういう人たちを攻撃する人たち、専ら攻めてくる人たちもいます。私はどちらに与することもなく、本当の意味での市民自治を実現するにはどうしたら良いか、それをずっと考えてきました。今のところ適当な言葉が無いので、協働、公などと言っていますが、積極的な自治のあり方、市民社会の自治のあり方をここで問題提起できれば、これに勝る幸せはありません。ぜひ、批判ではなくご意見をいただきたいと思っています。

#### 【委員】

ちなみに、私の会社の企業理念の3番目には、「人として成長し、プロとして成長し、会社を成長させよう」とあります。やはり、共に練馬区を成長させようという、権利を主張するのではなく、「あなたが育てるんです」、「あなたが練馬区をつくるんです」という言葉が良いと思いました。

#### 【委員】

今なぜ区政改革なのかということ。これまでも、区政改革に似たようなことは何度も何度も繰り返されてきていると思います。先ほど区長の決意表明にもありましたが、今度は違う、本当に大胆に変えていきたいということであれば、区民にどう提示するかということこそが問題だと思います。おそらく、「区政改革」と提示しても「またやってるのね」と思われてしまうはず。ですから、区民の皆さんの生活を改善するため、本当に練馬区民の生活を良くしようとしているところを見せないと、区民は自分の問題として捉えないと思います。冒頭の、なぜ今区政改革なのかという部分では、先ほど委員から指摘があったように、区と区民が一緒になってどうしたいかというところを据えると良いかなという印象を持ちました。あくまでも区だけが頑張る問題ではなく、区民も問題を共有して、区民も変わっていかなければいけないというメッセージを出すべきだと思います。

また、協働という言葉は、確かにいろいろな意味で解釈される場所ですが、いろいろな考えの方がいる中で、ごく普通の方で、もっと区政を良くしたい、そういうことに関わりたいと思っている人は意外にいると思います。ただ、皆さんどこでどうしたら良いかわからないという方が多いので、そのサイレント・マジョリティからうまく力を引き出して、活躍させる場をつくることを、

これから考えていただきたいと思います。

**【委員】**

今、いろいろなレベルで「改革」と言われています。国レベル、東京都レベル、そして区の改革があります。これは法律や権限にも大きく絡むと思いますが、区政改革はどういう改革になるのでしょうか。素人が見たときに、例えば道にしても、国道、都道、区道、いろいろあるわけです。その差がありますので、資料ではいろいろ整理されておりましたが、どこを直すとどう変わってくるのか、明示しながら論じていただけると、わかりやすいと思います。

**【委員】**

区民が「本当に区は変わったな」と感じるのは、やはり役所へ来て何かを尋ねたりしたときの職員の対応の仕方、そういうものだろうと思います。ある勉強会で、「市民」というのは、そこに住んでいる人のことをいうのではなく、自分が当事者意識を持ってやるべきことをやっている人のことだと聞いたことがあります。まさにそのとおりだと思いました。そういうことをしている人が、区と手を取り合って何か事をするという方向性になれば、文句や苦情ということにはならないのではないかと思います。

それから、「やっぱり行政というと縦割りだよな」といつも言われます。何かを相談したり、地域で何か事を起こそうとしたときに、なかなか事が進んでいかないというところがあるので、そこを何とか具体的に進むように、区の体制等を変えていかないとうまくいかないと思います。これについては、区民の「あ、本当に最近はちょっと対応が違うわね」という印象が広がっていけば、きちんとした区民、自分のことはしっかりとやっている方たちにつながっていくのではないかと思います。

**【委員】**

キャッチフレーズは必要だと思っています。ひと言で区民の心をつかむようなものが何であるかというのは、議論として成り立つぐらいのものだと思います。それぞれの会社、団体の事業というのは、やはりその社員の方、現場の職員の方が、情報をよく知っています。そういうことを考えると、事業の細部にわたるいろいろな課題を組み上げながら、こういうふうにしたいという、職員の方の意見のブレインストーミングも活用しながら提案をすることも必要なのではないかと思います。

もう一つは、区政というものは、共同体の中でさまざまな価値を持った方々を、ある程度一つの価値に集約するということになると思います。職員も含めてまちに出て対話をするという、そういう区へのコミットメントを意識したキャッチフレーズも良いと思いました。

**【委員】**

私はずっと練馬で仕事をしており、都心に行って、どこで仕事をしているか聞かれて「練馬です」と言うと「あ、練馬ですか」って言われることが多かったのですが、最近はいぶ変わってきました。先ほど委員のお話にもありましたが、この改革を機に練馬のイメージが変わるような、区長は「みどり」といってもおっしゃっていますが、暑いところだということばかりイメージされるのではなく、涼しい緑に囲まれた良いところだと言われるようなイメージに変えていただきたいと思います。

### 【委員】

区民に振り向いてもらうにはどうしたら良いのか、わかりませんが、「参加してみたら良さがわかる」、「何でも参加してみましよう」ということだと思います。実は今日、初めて敬老館に夫を連れて行きました。本人は「俺は敬老館に行くような年齢じゃない」と言っていたのですが、TVゲームをやって、タブレットの講習会もやって、楽しんでいました。敬老館がこんなことをやっているというのは、夫は全然知りませんでした。何か一つでも参加して、せっかく行政がこんなにいっぱいやっているのに参加しない、そんな損なことはないと思わせるようになると良いと思います。区報には私たちにメリットになることしか書いていません。区報を見ない人は住民税を払っておきながら、「あんな面白くないものは読まない」と皆さん言うのですが、税金で払った分を還元することが書いてあります。それを読まない手はないだろう、サービスを利用しない手はないだろう、何とか参加しようと思わせるキャッチフレーズはないかなと思っていました。

### 【副委員長】

「みどりの風吹くまちビジョン」というのが既にあり、その中の計画18に「新しい成熟都市に向けた区政の創造」とあります。これに基づいて、区政改革推進会議というものが設置されているのだと思うのですが、それと今回の資料の関係がよくわかりません。立派なビジョンを作って、アクションプランも作って、これらと似たようなものを再び作ると見られてしまうと、「何やってんですかね」という話になってしまうと思います。

そういう意味では、キャッチフレーズも「みどりの風吹くまち」で良いという気がします。その辺りの整理ができてないように見られますが、どう理解すれば良いでしょうか。

### 【区政改革担当課長】

今、委員からお話いただきましたとおり、ビジョンの計画18番として区政改革があり、これに基づいてこの区政改革の検討を進めているということです。区政改革を進めていく中で、さらにビジョンの施策を実現していくという形にしたいと思っています。ビジョンの中の他の17の計画を具体的にしていくエンジン、仕組みとして、区政改革はある意味ではビジョンの一部分であり、一体

として進んでいくものです。

#### 【副委員長】

例えばこのアクションプランの計画 18、区政の創造というのが基本になると思うのですが、そこに区政改革の基本方針として3点出ています。それと、今日の資料 1-2 の改革の視点というところが対応していません。計画がなかったことになっているようにも感じますが、それで良いのでしょうか。

#### 【区長】

ビジョンは、私が去年区長になった際の公約の体系に沿っています。具体的にどう区政を進めていくのか、まずお示しする必要がありました。私の方針に従って、当面考えられる行政の方向はこれで行こう、具体策はこれで行こう、これを打ち出したのが今のビジョンです。しかし、これで完成版とは思っていません。特に、一番大きく欠けている部分が、新しい行政のあり方、行政改革の問題で、そこが白紙に近い状態です。また、計画の中でも、例えば大江戸線の延伸、こういったものは当時とは全く状況が変わっていて、大きく前に進んでいます。そういったことを踏まえて、ビジョン自体も見直しをしていかなければいけません。それをやる上で、今のビジョンを踏まえながら、しかしもっと包括的に、根源的に考えてみようというのが今回の区政改革です。だから、もっと広く深くやりたいという思いでいます。

#### 【委員長】

区長のおっしゃったところで、この区民への説明資料が問題提起ということですので、このイメージの中でこうすると断定しているわけではなくて、問題を提起しているところの位置付け、およびこのアクションプランとの整合性は、これからさらに詰めて考えていただければと思います。

#### 【委員】

アクションプランは、私も委員に就任する前に送っていただいて読んだのですが、3時間かもう少しかかりました。表紙を見た瞬間は、アイキャッチも良く、デザインもおしゃれですし、とても良いなと思いました。けれども、開けた途端、急にマニア向け、プロ向けになってしまっています。発信の仕方で、例えばマンガを織り込むなど、もう少しかみ砕いて見やすくすると良いと思います。たくさん書かれていて、これでも足りないという区長はおっしゃいましたが、これでは残念ながら全部読む人がどれだけいるか疑問です。全部を入れたという気持ちはわかりますが、全部を理解できる人ばかりではありませんし、せっかくの内容なので、話の仕方を工夫されると良いと思います。

#### 【委員長】

今の委員のご発言は非常に重要なポイントで、区民に対してどう説明するか



というところは、おっしゃったとおりです。ただ、アクションプランをどう説明するかという話と、12月の問題提起をどうするかという話はそれぞれあると思いますので、今日は、区民への問題提起をどうしていくかが議題です。アクションプランをどう区民に説明するかは、事務局にまたお考えいただくとして、問題提起資料は今日のイメージに沿いながら、さらにブラッシュアップしたものを次回お示しいただければと思います。

それでは、CMに関して事務局に準備をお願いしておりましたので、事務局から説明をお願いします。

#### 【企画部長】

先ほど、区のイメージアップを図っていく必要があるだろうというお話がありました。区でもこれまでいろいろ準備をしておりまして、10月12日から地上波で放映するテレビCMを製作しました。これから、完成までの過程のビデオと実際のコマーシャル、30秒のものと15秒のものを、順番にご覧いただければと思います。今練馬区がこんなチャレンジをしているというところを、皆様方に見ていただければと思っていますので、お時間いただきたいと思います。

#### 《CM上映》

#### 【委員長】

どうもありがとうございました。もし区民への問題提起資料に関連してご意見などがありましたら、あらためて事務局にお寄せいただければと思います。次回以降、さらにブラッシュアップしたものを事務局から提示いただき、議論をいただきます。

続きまして、(2)課題整理に移ります。先ほど申しましたように、本日は子ども分野、高齢分野の課題整理について扱いますが、その前に前回検討できなかった生活困窮に触れたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

#### 【福祉企画課長】

#### 《資料 2-1（主に P.6）の説明》

#### 【委員長】

今日、生活困窮に関しては初めて議論をします。事務局から提示がありました、議論をしていただきたいこと、それ以外の、この分野に関連するご質問・ご意見などはありますか。

#### 【委員】

今、子ども食堂という活動が全国的に広がっています。実は私も、昨日ある活動の初日に参加してきました。本当に区民の方の思いで始まったものです。地区区民館の調理室等を借りて開設するという形です。お子さんの参加は、初

回ということもあってほとんどいませんでしたが、驚いたのは、ボランティアで集まってきた方の中には、SNS等につながった、埼玉などの方たちもいたことです。これは、貧困世帯の一食を救うというだけではなく、周りにそういう思いのある人がいるということをお子さんと保護者の方に伝える一番簡単なツールだと思います。食材として集まったものも、手作りの野菜でした。温かさが集まってくるようなところで、こういうところから少しずつ広がり、何かに届いていくように感じました。大きな行政改革の中では小さいことかもしれませんが、お話ししたいと思いました。

**【委員長】**

これを行政とどう連動させていくか、事務局にはいろいろ検討いただきたいと思います。

**【委員】**

生活困窮者自立支援法の中で、就業支援は必須だと思いますが、家計管理の指導、相談等の支援は自治体の任意と聞いています。家計の相談をするような人はなかなか生活困窮にはなりません、それでも生活保護を受けたいという相談を受けた際に、生活保護費は多分もう頭打ちで、どうしようもないと思うのですが、そういう方に対応するために家計管理指導員を養成されたり、家計管理のサービスを提供したりはしているかを知りたいのですが。

**【練馬総合福祉事務所長】**

今お話にあったとおり、確かに生活に困窮している方の中には、ご自分の家計管理がなかなか難しく、自分がどこに債務があって、どこに払わなければいけないのかを管理できない方もいます。自分で家計管理が難しい方に向けては、社会福祉協議会に委託して、サポートセンターの中で家計相談も受け付けていますので、対象になる方がいらっしゃいましたら、サポートセンターを紹介いただければと思います。

**【委員】**

サポートセンターで家計相談を受ける方について、国立市では東京都のモデル事業で、相談員を養成する際に、ファイナンシャルプランナーや消費生活センターの相談員、民生委員などを募集して専門的に養成しようとしているようです。練馬区では、相談を受ける方はそのような専門的な知識は持っているのでしょうか。

**【練馬総合福祉事務所長】**

ファイナンシャルプランナーまでの専門知識はありませんが、研修など様々な形でスキルを向上させていますので、相当の相談に対応できると考えています。

### 【委員】

ひとり親世帯の支援というところです。今、シングル家庭が増えていることを私も日々感じています。当然そのシングルマザーなどは経済的に困窮している方が多いのですが、法的な問題として、シングルマザーであれば父親からの養育費の支払いを完全に履行させる、それが大前提として必要だと思います。税金を使ってサポートするというのではなく、まずは父親としての養育費の義務が履行されていて、そのうえでどうなのかということ、何らかの形でチェックできると良いと思います。私は仕事上、養育費の支払いが滞っている、強制執行したいという相談を受けていますが、手続としては比較的簡単です。もし養育費の合意がなくても、自分で調停を起こして合意を取るところまでは比較的簡単ですし、もし父親の勤務先が把握できていれば、給与の差し押さえも比較的簡単にできます。そういった知識をサポートすることで、何万円でも入るようになれば、それによって困窮家庭が減っていくと思います。ただ、その方法を知らない方が多いのがもったいないと思っています。

区であれば、シングルであるかという情報をどこかの部署で把握されていると思うのですが、例えばその家庭に受給通知などの郵便物を送付する際に、「養育費は払われていますか」というような情報を提供して、もしそうでない場合には「こういうような方法があります」というようなことを伝えられると良いと思います。シングルに対する情報発信が、区としてどの程度できるのかということをお教えいただければありがたいと思います。

### 【福祉企画課長】

ひとり親家庭全般を把握している部署は、実はありません。ひとり親家庭といっても、親と子だけで暮らしている家庭もあれば、その両親等と暮らしている家庭もあり、全体の把握はできていません。ただ、児童扶養手当を受ける方が非常に多くいるので、その方々については、様々なデータを保有しています。離婚届等を出していただいた際には、そういう手当を扱う部署を紹介して、そこから相談につないでいくのが今の流れになっていますが、ひとり親世帯に対して通知を送るということは、現在はできていません。

### 【委員長】

今のご発言を受けて、今すぐこうします、というのは言えないと思いますが、今後何らかの対応の改善に向けた検討につなげていただければと思います。

### 【委員】

ひとり親世帯ということですが、小中学校や高校、そういうところで不登校になる子どもさんには、ひとり親家庭が多いのではないかと思います。そういうときに、学校の先生たち、教職員がまずは把握することができるのではないかと思います。教育委員会か、都から配置されるのかわかりませんが、スクー

ルカウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）などの持つ情報を、福祉分野に供給するようなことはないのでしょうか。

### 【教育長】

学校でどこまで情報を収集できているかについてです。スクールカウンセラーについては今発言いただいたとおりで、練馬の場合には「心のふれあい相談員」もいますし、SSW もいます。ですから、そういう人たちが関わっている子どもたちの家庭状況については、一定の情報を集約しています。しかし、それを福祉部門、あるいは医療部門、児童相談センターなど、様々な機関につなげていくというところはまだ弱いと思っています。これは本当に大きな課題で、ビジョン、アクションプランでも掲げましたが、これからやっていかなければならないという認識です。

### 【委員】

貧困世帯の中で、ひとり親家庭、特に母子家庭、これは先ほど委員からお話がありました。別れた人からの手当というのは、それほど大きく望めないというのが現状ではないかと思えます。それはそうとして、不登校の子どもには母子家庭が結構多くいます。不登校になってしまうと、子どもが24時間家にいるわけですので、母親は働きには行けません。子どもといっても小学生ですから、閉じこもりの子どもがいると、母親は面倒を見なければいけない、到底就業などできず、ますます貧困になる、こういう悪循環になる場合が多いのです。通常学級の先生に対応をお願いをしても、多分面倒を見きれないだろうと思えます。不登校の子が学校に来ない、それに一生懸命手間をかけると、毎日勉強に来ている子どもたちに対しての手当の割合が薄くなる、あるいはPTAの父兄からクレームが出る可能性があると思います。そうすると、不登校の子の受け皿を充実させないといけないと思えます。民間活力として、いわゆるフリースクールなどもありますけれど、そこまで行かずに受け止める施設を、もう少し増やしておく必要があります。その子どもの面倒をみってくれる施設があって、子どもが少し離れている間就業できるという形を作る必要があります。それほど大きな収入ではないとしても、働けるところはあるだろうと思えます。そこを何とかする道を考えることが必要だと思えます。

### 【委員】

高齢単身世帯について、幾つか質問があります。

高齢単身世帯の生活保護率は区平均の4倍であり、高齢単身者も直近の10年間で60%も増加しているということです。ふと思ったのは、練馬は23区の中では周辺にあたるので、都心区に比べて生活がしやすいという理由で、所得金額が低い方が多くなっているのかなということです。そういう方たち、生活保護を受けている方がどういうところにお住まいなのか、比較的家賃の安いアパートが多いとか、そういう状況を捉えているのかどうか、まず伺いたいと思

ます。

それから、生活保護を受ける際には、基本的には収入ですから、フローを見ているのだと思います。一方で、ストックについて、例えば貯金を見るということは知識として持っていますが、それ以外の不動産などはどのように検討されているのか、現状を教えてくださいと思います。

**【練馬総合福祉事務所長】**

まず、生活保護受給割合が区平均の4倍、高齢者平均の2倍ということです。これは区でも分析をしてみました、確かに委員のご発言にあったように、練馬区は都心区と違い周辺区なので、家賃が安いということもその一因ではないかと分析しております。多くの集合住宅などが50年前頃にできて、そのとき入居した方が50年経って高齢になってきたという理由もあると考えています。

次に、不動産等がある場合はどうするかということですが、生活保護は資産能力や他法、他施策を全て活用した後に、適用されるということが前提になります。そのうえで、例えば持ち家、土地があっても、現金がないという場合も数としては多くありませんが、稀にあります。その場合、一定の評価額以下の土地や家の場合は将来売った際に返していただくことを前提に、日々のお金を生活保護費で支給するというのを例外的に行っています。

**【委員】**

それは支給であって、貸し付けではないのですね。

**【練馬総合福祉事務所長】**

はい、貸付ではなく、生活保護費を支給して、例えば土地や家が売れたときに、その支給した分を後で返還していただく仕組みになっています。

**【委員】**

今のお話ですが、その方が亡くなられた場合はどうなるのですか。不動産は当然相続人が引き継ぐと思いますが、支給された分の返済義務も相続人が引き継ぐことになるのでしょうか。

**【練馬総合福祉事務所長】**

すみません、確認して次回お答えをさせていただきます。

**【委員長】**

それでは次回よろしくお願いたします。他にいかがでしょうか。

**【委員】**

先ほどひとり親について、例えば養育費を払わないような場合、行政で何らかのアシストやアテンドができないか、そういう趣旨のご意見だったと思いま

すが、行政がそこまでタッチするのは難しいのではないかと私は思います。そこで、思い付きなのですが、どこかの自治体で「すぐやる課」とか「なんでもやる課」とか、要は何でも相談を受けるようなセクションがあったという記憶があります。何でも相談を受け付けられるというのは大変なセクションですが、そういったものがあれば何か役に立つのではないかと思います。練馬区には過去も含めて、そういう組織はないのでしょうか。

**【委員長】**

練馬区の部局としてはいかがですか。あるとかないとか、かつてあったとか、その程度でのお答えでも結構です。

**【総務部長】**

私の記憶でたどりますと、かつて松戸市長が始めた「すぐやる課」が全国で流行りとなりましたが、練馬区でそれに近い部署があったという記憶は、少なくとも昭和 50 年代以降はありません。ただ、練馬区では特に広聴部門で、様々なご要望あるいは苦情・クレーム等を受け付けています。即時対応できるものについては、各所管にできるだけ早くつないで対応してもらうよう指導を行っている状況です。

**【練馬総合福祉事務所長】**

先ほどの持ち家のご質問で、実際に高齢の方で持ち家がある方は、あまり例がありません。ほとんどの方は借家にお住いになっていて、ごく一部の持ち家がある方についての例ということで、紹介させていただいたことを補足します。

**【委員長】**

借家だと住宅扶助が出ますが、持ち家の場合はそれがないということです。もし追加で資料を提出いただく必要があれば次回お願いします。

今、生活困窮に関連して、ひとり親ないしはそのお子さんの話、それから高齢者の話が出ました。そこで、貧困の話も引き続き受け付けますが、今日まだ他に 2 点、高齢社会への対応と子ども・子育て分野の検討をさせていただきたいと思っています。まだ意見、質問を締め切っていないということを前提に、高齢社会への対応のことを議題として広げて、ご意見・ご質問を伺いたいと思います。資料 2-1 に、推進会議で議論していただきたいこととして、事務局からの資料の提示があります。これを踏まえて、委員の皆様からご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。

**【副委員長】**

貧困についてですが、方向性として一つ、意見です。

ワンストップサービスの窓口を作るというのは方向性として当然なので、そこからもう一步踏み込んで、支援の対象としている人たちに、区と協働する

団体を通じたアウトリーチ活動に手を出すのかどうか、方向性として考えた方が良いと思います。例えば足立区は、アウトリーチに、「おせっかい」という言い方をしていますが、積極的に取り組もうとしているところですが、そこまでのことをするのかどうかは、論点になると思います。その際に、医療的、福祉的なサポート、先ほど出た家計管理のような話と共に、司法の面からも法的なサポートをするための仕組みを、例えば弁護士会とかと協働して作ったりする。多分弁護士さんは、「来てくれたらやりますよ」と思っていると思うのですが、弁護士に相談するというアイデアが浮かばない人が多いと思うのです。あるいは、区役所に行くということが思い付かない人もいると思うので、そういうことまで対応の中で打ち出していくのかどうか、検討した方が良いと思います。これはひとり親世帯もそうですし、高齢者もそうです。おそらく障害者世帯、特に精神・知的障害の方も同じかなと思います。

### 【委員長】

今までにそれぞれの委員からご意見をいただいたところを簡単にまとめると、まずワンストップ的な窓口というのが一つありますが、横の部局間の連携をもう少し付けると救える人は救えるのではないかという話、それから、情報提供をもう少し積極的にやっても良いのではないかというご意見、このようなご意見を、幾つかの形で委員の皆様から提起いただいたと思います。それをどこまで問題提起資料に書き込むかは事務局にご検討いただくということですが、少なくともこの会議で答申としてまとめる際には、今のご意見をきちんと踏まえたいと思います。

### 【委員】

資料 2-1 の 6 ページに、高齢単身世帯の要介護認定率は区の高齢者平均を上回っているとあります。一人暮らしの高齢者の方が要介護認定を受けるということは、民生委員など間に入る方が随分と尽力されていると思います。先日、民生委員の方とお話をする機会があったのですが、災害時に一人で避難できない方など、きちんと把握をされていました。ただ残念なのは、個人情報保護等との関連だと思いますが、その情報をなかなか地域の人と共有することができていないというところでした。先ほどから、シングルの子育て、不登校などのお話が出ていますが、みんなその地域の中に一緒に暮らしている方たちです。民生委員の方はいろいろな角度で情報を持っているので、何とか地域でうまくできないのかと思います。弁護士や行政につなげていく必要を日々感じていますが、民生委員との関わりというのがどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

### 【福祉部長】

練馬区の民生委員の定員は 570 人で、ほぼ充足している状況です。高齢者との関わりでは、希望する方だけですが、一人暮らしあるいは高齢者のみの世帯

を対象として、3年に1回悉皆調査をやっています。ただし、「来てくれるな」という方のところには行っていませんので、割合としては半分くらいです。「来てもいいよ」という方には民生委員さんに全世帯訪問をしていただき、その間の2年間は、一定の年齢に達した方と転入して来た方をフォローしています。したがって、民生委員さんの活動は、このような世帯の方とは顔がつながる関係を作れていると思います。また、この一人暮らし実態調査のデータと、災害時要援護者名簿というものがありますが、民生委員には、高齢者以外で要援護の方の分も含めてお渡ししています。そのデータの地域との共有については、災害時要援護者名簿は本人の同意を得ていますので、町会を母体とした防災会の方に、希望があれば渡しています。ただ、「もらってもいいですよ」という地域をどう増やしていくかは課題です。このように、地域として受け止めますという地域があれば、民生委員さんと情報共有ができるという形です。ちなみに、要援護者名簿は警察・消防にもお渡ししていますので、関係機関は持っているという状況です。

**【委員】**

具体的に言うと、町会が受け取りたいと言えば情報共有が行えるという理解で良いでしょうか。

**【福祉部長】**

防災会と言った方が正確ですが、母体は町会なので、それで良いと思います。幾つかの地域では、町会に見守り部隊があり、名簿を受け取っていただいたうえで日頃から定期的な訪問活動をやっている地域もあります。

**【委員】**

そういうモデル地域のようなものがあるならば、それを広報していただくと良いと思います。町会は保守的な体質があると感じています。だから、積極的にやっているところがあるとわかれば、私たちも話をしやすいですし、具体的に話が進むのではないかと、お話を伺って思いました。せっかくの貴重なデータだと思います。手をこまねいたまま地域で一緒に暮らしているのは残念ですので、そのようなことを考えていただければと思いました。

**【委員長】**

12月の問題提起に間に合うようであれば盛り込んでいただく、それには間に合わないということであれば、この会議として、そこを積極的に取り組めという意見で答申をさせていただくということで、考えさせていただきたいと思います。

**【委員】**

民生委員が保有している、一人暮らし実態調査のデータとか災害時要援護者



のデータというものがあり、それが町会の防災会等に提供される場合があるということです。今、区は指定地域密着型サービスの募集をしています。そういう地域密着型の、介護保険法に基づくサービスを各地域に設置する際に、事業者提出させる提案書の内容というものがあるだろうと思います。その中に、運営推進会議を2カ月に1回はやらなければいけないとか、指定されているものも恐らくあると思います。運営推進会議にはもちろん区の職員も入っていると思いますが、民生委員も入っていらっしゃるんですね。そこで、地元の町会、伝統的な町会組織と、新たに入ってくる会社、機能別の団体との間の橋渡し、情報共有の仕方は、そういう会議だけしかないのでしょうか。地域密着型サービスには、通所型とか、施設型とかいろいろあると思うのですが、個人情報保護には十分留意しなければいけないとは思いますが、地域の高齢者のデータをコーディネートする、活用するということが何らかの形でできないかと思います。

#### 【介護保険課長】

今、委員からお話があったとおり、地域密着型の介護サービスというのは、例えば認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、24時間型の在宅サービス等々、たくさんあります。練馬区内には、そういったサービスが約70あります。お話にございましたように、2カ月から3カ月に1回、区の職員、地域包括支援センターの職員、民生委員、町会長、利用者の家族の方も含めて、会議を行っています。今年度からは、事業者の評価にも加わるような形に制度が変わりました。したがって、ご提案いただいた部分も今後、地域密着型の運営委員会の中で話していきたいと区では考えているところです。このような形で少しずつ、地域の高齢者の方を見守る役割を、密着型事業所の中でも作っていきたいと思っています。

#### 【委員】

今のような、事業を評価するシステムというのは都の制度でもあります。いったん指定をすることで、ある程度の信用を与え、利用者に安心して使ってもらうわけです。認知症型であっても、小規模であっても、夜間であっても、職員の方は指定した後には、その会議に出席するだけなのではないでしょうか。地域密着型サービスの実施指針が作られており、その中では区民との対話などが掲げられています。所管課で指定をした後に提案した内容が実施されているかどうか、どのように対応をして質を保っているのでしょうか。対話を促すような形で、もしも今までやっていなかったとしたら、やらなければいけないと思います。

#### 【介護保険課長】

区ではご指摘のようなことも今までやっています。一つは、サービスの種別ごとに、事業所に区に来てもらっての団体指導、集団指導です。もう一つは実地指導で、区職員が現場の事業所の方に出向いて指導をさせていただくもので

す。指定については、6年に1回ですが、指定が更新されます。その際に、きちんとやっているかどうか、再度判断をする機会があります。様々な角度からチェックをしているところです。

#### 【委員長】

介護保険ではケアプランを作ることになるので、ケアマネジャーの方がフォローしているという面もあります。行政としてどう関わるかというところで、これからも向上を続けていただきたいと思います。

#### 【委員】

災害時要援護者名簿等について、地域で共有してはどうかとかいう話がありました。どこまで公になっているのかは別の話ですが、確かに今でも共有はされていると思います。しかし、名簿はあるのですが、本当に災害時に町内会の人々が助けてくれるのでしょうか。町内会の役員という、もう高齢の方が多い、むしろ要援護者名簿に入るような方になっているケースもあります。一方、要援護者名簿には障害者の方もいました。例えば目の不自由な方、耳の不自由な方もいます。そういう方に、どう接するのか、難しい面があると思います。名簿だけではなく、どこに住んでいるのかを日頃からわかっていないと、災害時に対応ができません。安否を確認しに行くのも、そう簡単なことではないと思います。だから、やはり地域の方に助けていただかないと無理だろう、こういう問題もあります。「みどりの風吹くまちビジョン」の中にもありますが、在宅介護の問題等も含めて、地域の体制をどのように作っていくのか、今後真剣に検討していく必要があると思います。町内会に頼っても難しい、民生委員にだけ頼ってもやはり難しいと私は思います。

#### 【委員】

資料 2-1、5 ページの、推進会議で議論していただきたいことに沿って意見を申し上げます。まず①の意識を変えるということですが、高齢者問題で、今すでに高齢で単身になっている方をどうこうすることはできません。やはり高齢者予備軍の方を要介護状態にならないようにすることこそ、意識改革ではないかと思います。ですから、例えば 60～65 歳くらい、企業に務めている方がリタイアするあたりを狙って区から働きかけを行い、「地域でこういうことがあります」ということをお伝えして、地域に巻き込んでいく仕組みが必要だと思えます。先ほど委員がおっしゃったように、ご主人が地域の活動に出てみたら意外に楽しかったというような体験を、少しでも増やしていく必要があると思います。例えば、ニュースで見聞きをしたことですが、万歩計を付けて歩いてもらい、1万歩になると1ポイント、それが30ポイント貯まると3,000円の図書券が当たる抽選をする権利がもらえるという取り組みがあるそうです。やはり人間は現金なところがありますから、何かをやると何か目に見えるものになるという仕組みを入れると、意外に食い付いてきて面白いのかなと思います。

ですので、③の給付的事業のところですが、今ある事業が将来の介護予防につながっているのであれば、継続ということにもなると思うのですが、将来の予防につながる効果がないのであれば、ここは大胆に変革して良いと思っています。②の施設利用に関しては、敬老館という言葉に抵抗があるということも含めて、いかに高齢者予備軍の方が関わりやすい場に行けるかというところを、施設の改革案も含めて検討していただきたいと思います。

#### 【委員長】

もう既に高齢になっておられる方でも、例えば過剰投薬や頻回受診など、国民健康保険なり後期高齢者医療制度なりで受診の仕方を工夫してもらうよう高齢者の方に促すなど、意識を変えるという点ではまだまだやりようはあります。とはいえ、おっしゃったように、介護予防という観点では、まだまだ我が国全体として取り組みが不十分なところですので、そこを重点化することによって、今後より大きな効果が期待できるということですので、今のご意見を問題提起資料に取り入れていただければと思います。

他にいかがでしょうか。議題の幅を広げてしまうことにはなりますが、子ども・子育て分野、資料 2-1 の 2 ページ、3 ページもあります。今回は資料 1 をブラッシュアップして出していただけるということですので、当然子ども分野のものも出てきますから、さらに深掘りした議論も次回、時間を見計らって取りたいと思います。今日はもう少し時間がありますので、子ども・子育て分野も含めてご意見はいかがでしょう。

#### 【委員】

今、委員から、まだ現役で間もなく定年になる方を対象にした介護予防というお話がありました。練馬区には「地域福祉パワーアップカレッジ」という大変素晴らしい事業があります。私はその 7 期生として、少し前に卒業しました。1 クラス 40 名で、男性が約 1/3、ほとんどの方はいわゆるリタイアした世代の方でした。女性の方も、ずっと仕事をされてきた方がかなりいらっしゃいました。その方たちは知識欲が大変旺盛で、しかも福祉に特化した学びの場に入っているということで、自分は今から練馬区で、福祉的な活動で貢献していきたいという意識の高い方たちが集まっています。同窓会を含めるともう 200 人以上になっており、実際にいろいろな地域活動をされています。しかし、私たちも今年、チラシを配って新入生の募集をやったのですが、認知度がとても低いのです。このような事業は他の区にはないと思いますので、もっと広く知っていただければと思います。福祉ということに抵抗がある方もいらっしゃるかもしれませんが、今、もうあるものですので、そういう場をもっと知らせていく、もっと利用していただきたいということを、そこで学ばせていただいた者として、この場でお話したいと思いました。いわゆる団塊世代の方がどういう動向になるかということは、福祉に大きく影響すると思いますので、これは本当にもっと進めていっていただきたいと思います。区の職員の中にも、この

事業を知らない方がいると伺いました。公共施設などいろいろなところにチラシを持っていくのですが、パワーアップカレッジのことを知っている前提でお話ししないでください、ということをお伝えしました。とても残念なことだと思いますので、ぜひこの場でも知っていただきたいと思います。

**【委員長】**

ぜひ、このご意見を踏まえていただければと思います。

**【委員】**

保育園での子育てではありませんが、先月体験したことの紹介です。

先日会社の近くの中学校の先生に道徳の授業を頼まれて出掛けてきました。その先生が段取りをしてくださったので、私は最後の7分くらいでお話をしただけなのですが、普段は慣れっこになってしまい、先生や親の言うことを聞かない子どもが、とても真剣な眼差しで私の話を聞いてくれたのが感動的でした。後から感想文もいただき、相互にとっても良かったという思いです。このように、縦横斜めに全体でつながって、子育てや生徒育てができれば良いのかなと思いました。

ただ、残念だったのが、その先生との雑談の中で、実は夏休みが嫌いな子どもがいるというお話をされていたことです。なぜですかと聞くと、お母さんがお昼ご飯を用意してくれないからということでした。先ほど貧困のお話がありましたが、それは収入的に厳しいからかということ、そうとも限らないようです。母子家庭とも限らない。ただ、子どもの食事を準備する優先順位が低いようですというお答えでした。そういう夏休みにお昼が食べられない子どもが、クラスに2~3人いるようなので、貧困に対する支援も大切ですが、まず親への説教が必要だと思いました。

**【委員長】**

確かにアメリカでは、子どもを1人にしておくと犯罪になるという話もあるとのこと。日本はそこまで認識が共有されていないという点は、それはそれで問題としてあると思いますが、そういうところも背景としてあるのかなと思います。

**【委員】**

子ども・子育て支援ということで、ここは非常に大事なテーマだと私は思っています。先ほどCMの中で、たくさん子どもと子育て世代が集まって、あれだけの笑顔を出してくれたということ、本当に感動して見ていました。あいう方々が、本当にニコニコ笑顔で過ごせる練馬を、ぜひ実現していただきたいと強く願っています。

その中で、具体的な保育サービスについては、公立保育園の民間委託という流れがある中で、いろいろなサービスが拡充され、保護者の満足度もおおむね

高いという結果が出ていますので、方向性としては良いのだろうと思っています。ただ、公立保育園の何が良いかという、何となく公立だと安全だという印象がある、やはり保護者は安心・安全と思っているのです。だから、これから取り得る保育サービスの枠組みでも大丈夫なんだという意識付けを、区が関与してできないかと思っています。それがまさに質の確保・向上を図るにはどうすれば良いかというところだと思います。いろいろな保育サービスがある中で、その運営主体が公立の直営なのか否かによって、責任の所在が若干ずれてくる場合が出て来るのは否めないと思います。今後民間委託を推進するにあたって、例えば私が提案したいのは、何かトラブルが起きたときにそれを解決できる場を区で設置できると良いと思います。裁判所に訴えるとか、そういう保護者も時々いますが、そうではなく、例えば保育園と保護者が話す、そこで煮詰まったときに、やや第三者的なところで話し合い、解決できるような仕組みを練馬区が立ち上げれば、これはかなり画期的なことになると思います。

#### 【保育計画調整課長】

委託の話が出ましたので、私から申し上げます。今、区では民間への運營業務委託を進めています。これについては資料でもお示したように、基本的には公設民営という形で、委託園であっても区立園という立場を堅持している状況ですが、区立であっても私立であっても、認可保育園という基準の下で、一定保育の質、つまり面積基準、もしくは職員配置の基準といったものを守りながらやっています。その中で委託園については、運営自体は民間の事業者がやっているので何かあったときの責任の所在を示す、もしくは今後の委託を円滑に進める、改善していくといったような方向性の中で、やはり協議をする場が必要であろうということで、現在、民間事業者と、保護者の代表、区の三者が連絡協議会、運営委員会を設けて話し合っています。保護者、事業者から様々な意見が寄せられ、細かいところでどっちをやるべきなのかというお話もありますが、子どもたちのために安心して預けられる保育サービスに改善をして、良い保育にしていくというその思いは、三者で共有していると考えています。この先一步進んで、移管もしくは民営化という議論もあるかと思っています。ただし、やはりその視点は、三者で共有しながらやっていく必要があるだろうと思っています。

#### 【高齢施策担当部長】

今、委員から発言のあった、保育サービスにおいてトラブルになった場合の対応として、区では苦情調整委員という制度を設けています。介護保険サービスが始まったときに開始したものです。例えば介護サービスを受ける際に事業者との間でトラブルになったとき、最近では保育も多いのですが、その場合に第三者的な立場として話を聞き、解決に持っていこうという制度です。なかなか解決に至らない場合もありますが、話を丁寧に聞いて橋渡しをすることで解決に至った事例もたくさんありますので、紹介させていただきました。

もう1点です。高齢で資産を持っている方が、収入がないために生活に困って、生活保護につながる時の原理原則ですが、先ほど練馬総合福祉事務所長からお話ししたように、生活保護はまず他法他施策優先が大原則です。もし活用できる資産があるならば、それを活用してなお生活に困窮する場合の最後のセーフティネットとなります。今住んでいる家を売ると、新たに住まいを探さなければなりません。非常に大きな家で、それを売ることによってさらに余裕資金ができる場合には、そういった資産の活用も指導しています。どうしようもない場合に、極まれな例として家を持っていても生活保護を受けているケースがないわけではありませんが、生活保護の大原則としては、活用できるものがあればそれを活用する、他法他施策優先が基本ですので、あらためて説明させていただきました。

**【委員長】**

ありがとうございました。

私からも意見を発言します。資料 2-1 の3ページ、子ども医療費の助成に関してです。もちろん、子どもの医療費を一律無料にする制度はどうかと区民に問い掛ければ、無料の方が良いと答えるに決まっていますが、小児科医の方々がこれをどう捉えているかも紹介されると良いと思います。つまり、夜間や休日にも患者が駆け込んで来る。子どもも、もちろん助けてあげたいのだけれど、それならば月曜日の日中に来てもらえればいくらでも治せるのにという方でも、夜間や休日に来られて、小児科医の方が大変疲弊しておられるということも現実にあります。そこも含めて、両面があるというところを、区民の方々に考えていただくのが建設的だと思います。

それでは、追加の質問等の取り扱い、それから次回の案内を併せて、事務局から説明をお願いいたします。

**【区政改革担当課長】**

《次回の案内、質問の受付について説明》

**【委員長】**

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。ご議論いただきましてありがとうございました。

(以上)